



# 三重県公報

平成28年8月9日(火)

第 2825 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
523	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
524	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	3
525	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
526	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい福祉課)	4
527	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	4
528	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	5
529	区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定	(水産資源課)	5
530	土砂災害警戒区域の指定	(流域管理課)	5
531	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	6
532	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	9
533	同伴	(同)	9
<b>選 管 告 示</b>			
72	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	10
73	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨の報告	(同)	10
74	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	10
75	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	11
76	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	12
77	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	12
78	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	12
<b>海 調 委 告 示</b>			
5	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	(海区漁業調整委員会)	13
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	14
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(病院事業庁)	14
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	15

## 告 示

## 三重県告示第 523 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460290287	訪問介護しらゆりケア	四日市市日永西 3-2-8 オフィススペースクリ エイト 1C	株式会社 P l a n B	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
2470102381	ウエルケア訪問介護ス テーション	桑名市大仲新田 252 番 地 1	ウエルケアジャパン株 式会社	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
2470205184	デジコ桜介護センター	四日市市桜台本町 34 番 地	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
2470205200	デジコ在宅介護サービ スセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
2471000600	訪問介護事業所あゆむ	尾鷲市光ケ丘 1497-2	株式会社デイサービス センターあゆむ	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
2470102365	デイサービスセンター ピアノ西別所	桑名市大字増田 595 番 地	ウエルケアジャパン株 式会社	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2470102399	デイサービスセンター ピアノ大仲	桑名市大仲新田 252 番 地 1	ウエルケアジャパン株 式会社	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2470205192	デジコ在宅介護サービ スセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2470205259	パナソニック エイジ フリーケアセンター四 日市芝田・デイサービス	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフ リー株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2470703261	デイサービスかんで 三重松阪	松阪市垣鼻町 1031 番地 1	一般社団法人看護の手	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2470802519	デイサービスセンター いつき	伊勢市御菌町長屋 2234 番地	株式会社樹	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2471000584	デイサービスセンター あゆむ	尾鷲市光ケ丘 1497 番 2	株式会社デイサービス センターあゆむ	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2471400768	デイサービスセンター ピアノいなべ	いなべ市北勢町大辻新 田 43 番地	ウエルケアジャパン株 式会社	平成 28 年 8 月 1 日	通所介護
2470205226	医療法人徳洲会 四日 市徳洲会短期入所生活 介護事業所	四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	医療法人徳洲会	平成 28 年 8 月 1 日	短期入所生 活介護
2470205234	パナソニック エイジ フリーケアセンター四 日市芝田・ショートステ イ	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフ リー株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	短期入所生 活介護
2470102407	ウエルケア福祉用具レ ンタル販売	桑名市大仲新田 252 番 地 1	ウエルケアジャパン株 式会社	平成 28 年 8 月 1 日	福祉用具貸 与
2470703261	福祉用具かんで 三重 松阪	松阪市垣鼻町 1023 番地 10	一般社団法人看護の手	平成 28 年 8 月 1 日	福祉用具貸 与
2472901681	しま福祉用具貸与販売 事業シルバーケア豊壽 園	志摩市阿児町鶴方 3503 番 10	社会福祉法人洗心福祉 会	平成 28 年 8 月 1 日	福祉用具貸 与
2470102407	ウエルケア福祉用具レ ンタル販売	桑名市大仲新田 252 番 地 1	ウエルケアジャパン株 式会社	平成 28 年 8 月 1 日	特定福祉用 具販売

2472901681	しま福祉用具貸与販売事業シルバーケア豊壽園	志摩市阿児町鶴方 3503 番 10	社会福祉法人洗心福祉会	平成 28 年 8 月 1 日	特定福祉用具販売
------------	-----------------------	--------------------	-------------	-----------------	----------

## 三重県告示第 524 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470102373	ウエルケア居宅介護支援センター	桑名市大仲新田 252 番地 1	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2470205168	三重地区居宅介護支援事業所 ヘルシア	四日市市西坂部町 4535 の 5 アーバングランツ三重 101	株式会社ヘルシア	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2470205176	デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2470205218	居宅介護支援事業所 蛸	四日市市栄町 1 番 11 号	株式会社チューブ	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2470205226	医療法人徳洲会 四日市徳洲会介護センター	四日市市久保田 2 丁目 1-2	医療法人徳洲会	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2470205242	パナソニック エイジフリーケアセンター四日市芝田・ケアマネジメント	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2471000592	居宅介護支援事業所 あゆむ	尾鷲市光ヶ丘 1497 番 2	株式会社デイサービスセンターあゆむ	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2472200746	介護老人保健施設 友愛トピア 居宅介護支援	三重郡菰野町大字宿野字神明田 371 番地	医療法人三愛	平成 28 年 8 月 1 日	居宅介護支援

## 三重県告示第 525 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460290287	訪問介護しらゆりケア	四日市市日永西 3-2-8 オフィススペースクリエイト 1C	株式会社 Plan B	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470102381	ウエルケア訪問介護ステーション	桑名市大仲新田 252 番地 1	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470205184	デジコ桜介護センター	四日市市桜台本町 34 番地	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470205200	デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470503992	津の家ヘルパーステーション	津市長岡町 233 番地 7	有限会社ひらの会	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2471000600	訪問介護事業所あゆむ	尾鷲市光ヶ丘 1497-2	株式会社デイサービスセンターあゆむ	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470102365	デイサービスセンターピアノ西別所	桑名市大字増田 595 番地	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通所介護

2470102399	デイサービスセンター ピアノ大仲	桑名市大仲新田 252 番地 1	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2470102415	悠久の郷大倉の家	桑名市長島町大倉 1 番地 178	株式会社リライアンス	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2470205192	デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	デジコ運輸有限公司	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2470205259	パナソニック エイジフリーケアセンター四日市芝田・デイサービス	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2470703261	デイサービスかんで三重松阪	松阪市垣鼻町 1031 番地 1	一般社団法人看護の手	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2470802519	デイサービスセンター いつき	伊勢市御園町長屋 2234 番地	株式会社樹	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2471000584	デイサービスセンター あゆむ	尾鷲市光ヶ丘 1497 番 2	株式会社デイサービスセンターあゆむ	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2471400768	デイサービスセンター ピアノいなべ	いなべ市北勢町大辻新田 43 番地	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通 所介護
2470205226	医療法人徳洲会 四日市徳洲会短期入所生活介護事業所	四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	医療法人徳洲会	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防短期入所生活 介護
2470205234	パナソニック エイジフリーケアセンター四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防短期入所生活 介護
2470102407	ウエルケア福祉用具レンタル販売	桑名市大仲新田 252 番地 1	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470703261	福祉用具かんで 三重松阪	松阪市垣鼻町 1023 番地 10	一般社団法人看護の手	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2472901681	しま福祉用具貸与販売事業シルバーケア豊壽園	志摩市阿児町鶴方 3503 番 10	社会福祉法人洗心福祉会	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470102407	ウエルケア福祉用具レンタル販売	桑名市大仲新田 252 番地 1	ウエルケアジャパン株式会社	平成 28 年 8 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2472901681	しま福祉用具貸与販売事業シルバーケア豊壽園	志摩市阿児町鶴方 3503 番 10	社会福祉法人洗心福祉会	平成 28 年 8 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 526 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410201483	デジコ運輸有限公司	四日市市新正 4 丁目 6 番 8 号	デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	居宅介護 重度訪問介護	平成 28 年 8 月 1 日
2410201491	デジコ運輸有限公司	四日市市新正 4 丁目 6 番 8 号	デジコ桜介護センター	四日市市桜台本町 34 番地	居宅介護 重度訪問介護	平成 28 年 8 月 1 日
2410502385	株式会社 S by S	津市上浜町一丁目 254 番地	アイリス	津市半田 2339 番地 20	就労継続支援 B型	平成 28 年 8 月 1 日
2410701490	株式会社 S P A C E	鈴鹿市稲生塩屋三丁目 7 番 10 号	G I F T	松阪市大口町 208 番地 1	就労継続支援 A型	平成 28 年 8 月 1 日

三重県告示第 527 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410200774	デジコ総合管理株式会社	四日市市新正 4 丁目 6 番 8 号	デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市新正 4 丁目 13 番 3 号	居宅介護 重度訪問介護	平成 28 年 7 月 31 日
2410700948	H a m a l i a r 株式会社	松阪市大町 208 番地 1	みらい	松阪市大町 208 番地 1	就労継続支援 A 型	平成 28 年 7 月 31 日

三重県告示第 528 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	平成 28 年 8 月 1 日
病院・診療所	熊野市立荒坂診療所	熊野市二木島町 349	平成 28 年 8 月 1 日
病院・診療所	医療法人 わき内科クリニック	志摩市阿児町甲賀字鹿谷 4128-1	平成 28 年 8 月 1 日
病院・診療所	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	平成 28 年 8 月 1 日
訪問看護	上野訪問看護ステーション“伊いね”	伊賀市上野東町 2922-4-1	平成 28 年 8 月 1 日
訪問看護	独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター 附属訪問看護ステーション	四日市市羽津山町 10 番 8 号	平成 28 年 8 月 1 日

三重県告示第 529 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定により区画漁業（魚類養殖業）の免許の内容となるべき事項等を次のとおり決めました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 免許予定日  
平成 28 年 12 月 1 日
- 2 申請期間  
平成 28 年 8 月 9 日から同年 11 月 8 日まで
- 3 免許の内容となるべき事項及び地元地区  
別冊のとおり  
「別冊」は省略し、三重県農林水産部水産資源課及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 530 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

羽黒谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
唐木谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宮の谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
持経谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺広川 1-3	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流
平谷川 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
大垣内川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
猪ノ谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
堂神宮谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小谷一の猪谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
不動ノ谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
王子討谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
中谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
羽黒	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 531 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成28年8月9日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
宮の谷 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮の谷 4	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西出 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
竹原	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西出 5	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

大日川-1	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川-2	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川-3	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川-4	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川-5	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺広川 1-1	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺広川 1-2	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺広川 1-4	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺広川 2	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大蛇谷川	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
脇ヶ野 1	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
脇ヶ野 3	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
オリ谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ことの谷	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堂の奥谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
秋日谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平谷川 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
野首	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田尻川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田尻川 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堂神宮谷	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東谷川 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落としの谷	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
永盛寺谷	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
永盛寺谷川	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
女鳥谷	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中谷-2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

川井谷川-1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川井谷川-2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川井谷川-3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川井谷川-4	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
持経 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
持経 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
持経	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ広 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ広(2)	津市美杉町八手俣及び竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬木	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬木 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中原 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中原 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中原 3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
掛ノ脇 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
掛ノ脇 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平 3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺広	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇ヶ野 1	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ広 4	津市美杉町竹原及び八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



梅ヶ広 5	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝生 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝生 2	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
掛ノ脇 3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平 4	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺広 2	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇ヶ野 2	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺広 3	津市美杉町八手俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽黒 1	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝生 3	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
掛ノ脇 4	津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 532 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路  
3・4・16 号国道 1 号線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

### 三重県告示第 533 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画道路  
3・5・18 号北大社笹尾長深線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

選 管 告 示

**三重県選挙管理委員会告示第 72 号**

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

病院の項中

「松阪市嬉野薬王寺町 786 番地 薬王堂病院」を削る。

**三重県選挙管理委員会告示第 73 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨、名張市選挙管理委員会から報告がありました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
名張市選挙管理委員会	滝之原体育館	名張市滝之原 1050 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	錦生体育館	名張市安部田 2270 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	国津体育館	名張市神屋 1866 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	名張市民センター	名張市上八町 1321 番地 1	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	蔵持市民センター	名張市蔵持町原出 314 番地 3	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	薦原市民センター	名張市薦生 1607 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	美旗市民センター	名張市美旗町南西原 229 番地 3	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	比奈知市民センター	名張市下比奈知 1768 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	錦生市民センター	名張市安部田 2118 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	赤目市民センター	名張市赤目町丈六 238 番地 1	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	箕曲市民センター	名張市夏見 215 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	長瀬市民センター	名張市長瀬 1405 番地 5	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	桔梗が丘市民センター	名張市桔梗が丘 6 番町 1 街区 131 番地 4	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	桔梗が丘南市民センター	名張市桔梗が丘 5 番町 12 街区 10 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	つつじが丘市民センター	名張市つつじが丘北 5 番町 73 番地 2	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	梅が丘市民センター	名張市梅が丘南 5 番町 184 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	百合が丘市民センター	名張市百合が丘西 5 番町 13 番地	平成 28 年 6 月 2 日
名張市選挙管理委員会	すずらん台市民センター	名張市すずらん台東 3 番町 220 番地	平成 28 年 6 月 2 日

**三重県選挙管理委員会告示第 74 号**

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

表中

「名	張	市	名張市武道交流館いきいき	名張市蔵持町里 2928 番地	」を
「名	張	市	名張市武道交流館いきいき	名張市蔵持町里 2928 番地	
名	張	市	滝之原体育館	名張市滝之原 1050 番地	
名	張	市	錦生体育館	名張市安部田 2270 番地	
名	張	市	国津体育館	名張市神屋 1866 番地	
名	張	市	名張市民センター	名張市上八町 1321 番地 1	
名	張	市	蔵持市民センター	名張市蔵持町原出 314 番地 3	
名	張	市	薦原市民センター	名張市薦生 1607 番地	
名	張	市	美旗市民センター	名張市美旗町南西原 229 番地 3	
名	張	市	比奈知市民センター	名張市下比奈知 1768 番地	
名	張	市	錦生市民センター	名張市安部田 2118 番地	
名	張	市	赤目市民センター	名張市赤目町丈六 238 番地 1	
名	張	市	箕曲市民センター	名張市夏見 215 番地	に改める。
名	張	市	長瀬市民センター	名張市長瀬 1405 番地 5	
名	張	市	桔梗が丘市民センター	名張市桔梗が丘 6 番町 1 街区 131 番地 4	
名	張	市	桔梗が丘南市民センター	名張市桔梗が丘 5 番町 12 街区 10 番地	
名	張	市	つつじが丘市民センター	名張市つつじが丘北 5 番町 73 番地 2	
名	張	市	梅が丘市民センター	名張市梅が丘南 5 番町 184 番地	
名	張	市	百合が丘市民センター	名張市百合が丘西 5 番町 13 番地	
名	張	市	すずらん台市民センター	名張市すずらん台東 3 番町 220 番地	」

三重県選挙管理委員会告示第 75 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
おおさか維新の会伊賀市支部	田 中	覚 伊 藤 嘉枝子	伊賀市緑ヶ丘南町 4036	○	平成 28 年 6 月 8 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
鳥羽志摩歯科医師連盟	山本 修	中井 久	志摩市浜島町浜島 3271-2	平成 28 年 7 月 14 日	
平野たかゆき後援会	平野 信幸	舘 恭子	四日市市羽津山町 2-31	平成 28 年 6 月 28 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
櫻井清蔵後援会	田中 晴生	会計責任者	櫻井 好子	福田 利弘	平成 28 年 2 月 1 日	
嶋田こうじ後援会	嶋田 幸司	会計責任者	龍神 啓介	川松 清彦	平成 28 年 5 月 25 日	
三重県獣医師政治連盟	橋爪 俊裕	会計責任者	岡鼻 英一	石田 克郎	平成 28 年 6 月 5 日	

三重県選挙管理委員会告示第 76 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 8 月 9 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
中西いさむ後援会事務所	中西 勇	平成 27 年 12 月 31 日	
野呂やすはる後援会	野呂 重則	平成 28 年 6 月 10 日	
森谷しげはる後援会	石川 洋二	平成 28 年 6 月 28 日	

三重県選挙管理委員会告示第 77 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 8 月 9 日

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
中西 勇	中西いさむ後援会事務所	平成 27 年 12 月 31 日

三重県選挙管理委員会告示第 78 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 28 年 8 月 9 日

中西いさむ後援会事務所		報告年月日
		平成 28 年 3 月 31 日（平成 27 年 12 月 31 日解散）
1	収入総額	105,000 円
	本年收入額	105,000 円
2	支出総額	105,000 円
3	本年收入の内訳	
	寄附	105,000 円
	個人分	105,000 円

4 支出の内訳		
経常経費		105,000 円
光熱水費		15,000 円
事務所費		90,000 円
5 寄附の内訳		
(個人分)		
中西 勇	105,000 円	松阪市

**海 調 委 告 示**

**三重海区漁業調整委員会告示第 5 号**

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重海区漁業調整委員会会長 東 岡 保

1 共同漁業権漁場における制限

別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

2 区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。

4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

5 この指示の有効期間は、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全 域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全 域	
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（外海）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号、95 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	海野漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、153 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77～88 号 に隣接する区域	次に掲げる点 A、B、C、D、E、F、G、H、I、J の各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点 A、B、C、D の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点 A、B、C、D、E、F、G、H の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒 点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒 点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、原土地改良区（度会郡玉城町原 3201）の定款の変更を認可しました。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 9 日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

- 1 物品等の名称及び数量 県立志摩病院 MR I のバージョンアップ 1 式
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県病院事業庁県立病院課
- 3 落 札 者 決 定 日 平成 28 年 7 月 15 日
- 4 落 札 者 東京都港区港南二丁目 13 番 37 号フィリップスビル  
株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンヘルスシステムズ  
本部長 島田 和実
- 5 落 札 金 額 入札価格 98,000,000 円  
契約金額 105,840,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 28 年 5 月 24 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年8月9日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,903,500kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

平成28年11月1日（火）0時から平成29年10月31日（火）24時まで

(4) 需要場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部庁舎

(5) 業種及び用途

官公署（事務所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成28年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 供給実績があること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成28年9月5日（月）10時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出して下さい。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成28年9月26日（月）12時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書の提出
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、平成28年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類  
なお、新たに平成28年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

**【提出部局】**

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当所属  
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課施設室管財係 担当 坂崎  
電話 059-222-0110(内線)2277 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から平成28年9月21日（水）まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成28年9月7日（水）までに通知します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年9月21日（水）14時まで  
イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成28年9月21日（水）14時  
なお、津塔世橋郵便局へは平成28年9月13日（火）から同月21日（水）14時までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係  
案件名 三重県警察本部で使用する電気 入札書在中
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 平成28年9月21日（水）14時30分  
場所 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部入札室  
入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、平成28年9月20日（火）15時までに(1)の場所へ連絡してください。  
なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知（証明書等審査結果通知書）（写し可）を持参してください。



## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

なお、調達システムで通知される落札金額については、更に消費税及び地方消費税分が加算されていますので、当該消費税及び地方消費税分を減じた金額（入札額と同額）に落札金額を改めます。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらの者を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳

正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 2,903,500kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

- (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Tuesday, November 1, 2016 to 12:00 P.M. on Tuesday, October 31, 2017.

- (3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

- (4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, September, 21, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, September, 13, 2016 and 2:00 P.M. on Wednesday, September, 21, 2016.

- (5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M on Wednesday, September, 21, 2016.

- (6) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---